

小牧市火災予防条例及び小牧市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 23 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第 38 号

小牧市火災予防条例及び小牧市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(小牧市火災予防条例の一部改正)

第1条 小牧市火災予防条例（昭和55年小牧市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第35条の2—第35条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第35条の2—第35条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第35条の8・第35条の9）」に改める。

第35条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第35条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第35条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第35条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第35条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第49条の3第1項第3号中「第52条第6号」を「第52条第1項第6号」に改める。

第52条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同

条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(小牧市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 小牧市火入れに関する条例（昭和59年小牧市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に、「ときは」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。